

島根県医師会事務局管掌規程

第1条 本規程は、島根県医師会定款第63条第2項及び第3項の規定によりこれを定める。

第2条 本会の事務を執行するため次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 庶務課長 1名 ・ 業務課長 1名
- (4) 主任 若干名
- (5) 主事 若干名

第3条 事務局長は、会長の命を受け事務を総理し、職員を監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 課長は、上司の命を受け、他課との密接な連携のもとに、その課に属する事務を掌理する。

4 主任・主事は、上司の命を受け、所管事務を担当する。

第4条 職員の給与、賞罰及び任免は、会長が行う。事務局長は、この際意見を具申することができる。

第5条 本規程に規定するものの他必要な事項は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。